

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

提出免除

旅券発給申請における戸籍謄(抄)本の

提出免除



寫

移旅合第220号
昭和41年1月31日

在外公館長 殿

外務大臣

沖縄に本籍がある者が一般旅券の発給を
申請する場合における戸籍謄(抄)本の
提出免除について

1. 一般旅券の発給を申請する者は、旅券法第3条第1項の規定により、必要書類の一として戸籍謄(抄)本を提出しなければならないが、沖縄に本籍を有する者にあつては同地域がわが戸籍法の適用地域ではないため、これらの者が提出すべき戸籍謄(抄)本とは、沖縄の法令に基づき沖縄の市町村長が発行する戸籍謄(抄)本ではなく、「沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政

2

令」(昭和23年政令第306号)に基づき福岡法務局沖縄関係戸籍事務所長が発行する戸籍謄(抄)本をさすこととなる。(旅券事務執務参考「琉球住民」の地位及びその海外における取扱Ⅵ～2/頁注(1)参照)

2. しかし、沖縄関係戸籍事務所においては、諸般の事情から沖縄に本籍を有する者のすべてについて戸籍の原簿が備えつけてあるわけではなく、他方沖縄においては、昭和29年以来わが戸籍法とほぼ同様な制度の下に沖縄人についての戸籍整備の作業が進められてきており(これを「整備戸籍」と称している。)、この整備戸籍には沖縄に本籍のある者はすべて登載されることとなつており、また日本人以外の者は登載されないこととなつている。

従つて、一般旅券の発給を受けようとする者の中、沖縄に本籍のある者については、その国籍及び身分上の事実を確認するための資料として整備戸籍の謄(抄)本を用いることも事実上支障がないものと判断され、この点

法務省民事局の見解を求めたところ、同省も差し支えなかるべしとの意見である。

3. また、現在沖縄においては旅券事務を行ない得ないため、沖縄人は本邦又は外国へ渡航後その他で一般旅券の発給を申請することとなるが、これらの者は沖縄を出域するに当たり琉球政府米国民政府発行の日本旅行証明書 (JAPAN TRAVEL DOCUMENT, 旅券様冊子、赤褐色表紙40頁) 又は日本以外の地域へ渡航するための身分証明書 (CERTIFICATE OF IDENTITY, 旅券様冊子、緑色表紙32頁) の発給を受けなければならないが、これらの旅行文書の発給申請に当たっては、必ず整備戸籍の謄 (抄) 本を提出すべきこととなっている。
4. 以上の諸点を考慮し、今後は沖縄に本籍を有する者から一般旅券の発給の申請がある場合において、これらの者に対し一律に沖縄関係戸籍事務所長の発行する戸籍謄 (抄) 本を要求することは実情に沿わない点もあるので、これらの者が整備戸籍の謄 (抄) 本又は日本

旅行証明書若しくは身分証明書 (いずれも発行後6ヵ月以内のものとする。) を提出又は提示するときは、戸籍法上の戸籍謄 (抄) 本の提出を免除できるよう、この程別添甲号のとおり昭和41年1月21日外務省告示第10号 (同日付官報第7頁所載) もつて昭和36年11月14日外務省告示第198号 (旅券法第3条第2項の規定に基づき添付書類の省略を認められる場合の指定別添乙号) の一部を改正し、上記の場合を戸籍謄 (抄) 本の提出を免除できる場合に加え、昭和41年2月10日から施行することとした。

5. ついては、2月10日以降沖縄に本籍のある者から一般旅券の発給申請があり、その者が前記別添甲の告示に定める場合に該当する場合において領事官が申請人の身分上の事実が明らかであると認めるときは、戸籍謄 (抄) 本の提出を免除して差し支えないから、右御了知の上しかるべく実施されたい。

付属物添付

本信送付先 各在外公館長（国連、ペルー、
OECD、ジュネーブ代、英、
インドネシア、フィリピンを
除く）

旅券法第三条第二項の規定に基づき添付書類の省略を認められる場合の指定

(昭和三十六年十一月十四日外務省告示第九十八号)
昭和三十七年三月六日外務省告示第三十七号)

一般旅券の発給を受けようとする者につき、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる書類の提出を省略できる場合を次のとおり指定し、昭和三十六年十二月一日から施行する。

一、戸籍謄本又は戸籍抄本

(一) 外国において永住権を得たことに基づき、その国に再渡航することを目的とする者が、旧旅券及び外国政府の発行した再入国許可証その他の再入国許可を証明する公文書等を提出する場合

(二) その者と同一の戸籍内にある家族であつて、ともに旅券の

発給を申請する者より戸籍謄本又は必要事項が記載された戸籍抄本が提出される場合

(三) 国外において下船した船員が船員手帳を提示する場合

二、健康診断書

その者の健康に異状がない場合

三、渡航費用の支払能力を立証する書類

(一) 外国人の配偶者、子又は養子がおのおのその配偶者、親又は養親の本国へ渡航する場合

ただし、交通費の円払い等外国為替管理法上の許可を要する場合を除く。

(二) 外国において永住権を得た者がその国に再渡航する場合
前(一)項ただし書は、本項に準用する。

●外務省告示第十号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第二項の規定に基づき、昭和三十六年十一月十四日外務省告示第百九十八号（一般旅券の発給を申請する者について提出書類の省略を認める場合の指定）の一部を次のように改正し、昭和四十一年二月十日から施行する。

昭和四十一年一月三十一日

外務大臣 藤田 篤 泰

一、に次の四を加える。

四 本籍地が沖縄（硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）である者が次のいずれ

かに該当する場合

イ 沖縄の市町村長が発行した沖縄の戸籍謄本又は戸籍抄本（発行の日から六月以内のものとする。）を提出するとき。

ロ 琉球列島米国民政府高等弁務官が沖縄住民に対し発行した日本旅行証明書又は日本以外の地域へ渡航するための身分証明書（発行の日から六月以内のものとする。）を提示するとき。